

受付番号： 2017-1-365

課題名：FFPE 組織の膵癌間質プロテオミクスによる新規転移因子の探索

1. 研究の対象

2000年1月～西暦2015年3月に東北大学病院肝胆膵外科・胃腸外科で膵癌の切除術を受けられた方。

2. 研究目的・方法・研究期間

[研究期間] 西暦2016年6月（倫理委員会承認後）～2019年3月

<目的>

膵癌は診断、治療ともに困難で、5年生存率が5%以下と非常に予後不良な癌である。膵癌の予後を改善するためには、早期診断のみならず、画期的な治療法の開発が急務である。膵癌の特徴として豊富な細胞外基質を伴う過剰な間質増生があるが、細胞外基質-細胞間相互作用が癌の浸潤、転移に関与していることが近年報告されている。膵癌の間質に発現しているタンパク質のプロテオーム解析を行い、膵癌の新たな転移関連タンパク質を同定し、新規分子標的治療へと展開することで、膵癌の治療成績向上を実現することである。

<方法>

リンパ節転移を伴う膵癌間質と、リンパ節転移を伴わない膵癌間質でのタンパク質発現プロファイルを比較し、リンパ節転移の有無で発現が異なるタンパク質を探索する。ピックアップしたタンパク質の特異抗体を用いて、免疫組織化学を多数の症例で行い、膵癌間質でのタンパク質の局在を確認し、また臨床データからタンパク質の発現と、転移の有無や予後との相関を確認する。膵癌細胞株や癌間質線維芽細胞（CAF）を用いて、同定された転移関連タンパク質の機能解析を行う。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：切除標本のパラフィン包埋ブロック

情報：カルテ番号、病理検体番号、腫瘍進展度、リンパ節転移の有無、リンパ節転移回数、脈管侵襲、病期、再発の有無、予後など

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

研究責任者 水間正道 病院 肝胆膵外科 助教
研究分担者 海野倫明 大学院医学系研究科外科病態学講座（消化器外科学分野）教授
研究分担者 高館達之 高度教養教育・学生支援機構臨床医学開発室 助教

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

高館達之（たかだて たつゆき）
takadate@surg1.med.tohoku.ac.jp
東北大学病院 肝胆膵外科 医師
仙台市青葉区星陵町 1-1
電話：022—717-7205

研究責任者：東北大学病院 肝胆膵外科 院内講師 水間正道

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合